



18障福第805号
平成18年10月27日

各市町村長 殿

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

重度訪問介護の従事者について(通知)

厚生労働大臣が定める者(平成18年9月29日付け厚生労働省告示第548号)第7号に規定する居宅介護従業者基準(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日付け厚生労働省告示第538号))第1条第6号に該当するものとして、平成20年3月31日までの間、下記のもの
を認めるものとし、平成20年3月31日までの間、下記のもの(厚生労働大臣が定める者第8号の規定に適用しないこと。)。ただし、当該者が従事する業務は、重度訪問介護中の外出時における移動中の介護に限るものとし、

この取扱により、全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、
重度訪問介護中の外出時における移動中の介護に限り、平成20年3月31日までの間従事できますが、所定単位数の100分の15及び100分の7.5の加算の適用はありません。
加算対象者には

対応サービス提供はできません。

記

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月31日付け厚生労働省告示第209号)第4号、第9号又は第14号に規定するもの

連絡先 健康福祉部障害福祉課
計画・指定グループ
電話 052-954-6317



<関係告示抜粋>

○厚生労働大臣が定める者

(平成 18 年 9 月 29 日)
(厚生労働省告示第 548 号)

厚生労働大臣が定める者

1～6 略

7 介護給付費等単位数表第 2 の 1 の重度訪問介護サービス費(以下「重度訪問介護サービス費」という。)の注 4 の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第 1 条第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる者

8 重度訪問介護サービス費の注 5 及び注 6 の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第 1 条第 1 号から第 3 号(同告示別表第 2 に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。)まで、第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる者

9 以下 略

※ 介護給付費等単位数表(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省告示第 523 号)別表介護給付費等単位数表)

※ 居宅介護従業者基準(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省告示第 538 号))

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成 18 年 9 月 29 日)
(厚生労働省告示第 538 号)

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

第 1 条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 5 条第 1 項(同令第 7 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第 44 条第 1 項(同令第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

1～5 略

6 平成 18 年 9 月 30 日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

7 以下 略

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成 18 年 3 月 31 日)
(厚生労働省告示第 209 号)

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令第 58 号)第 12 条第 1 項(同令第 14 条において準用する場合を含む。)及び第 50 条第 1 項(同令第 54 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

1～3 略

4 全身性障害者外出介護従業者養成研修(全身性の障害を有する障害者等に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第 5 に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

5～8 略

9 平成 18 年 3 月 31 日において現に全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

10～13 略

14 平成 18 年 3 月 31 日において現に全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成 18 年 4 月 1 日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

15 以下 略



平成18年10月30日

各市町村障害福祉担当課 様

愛知県健康障害福祉課

重度訪問介護の従業者について（通知）

このことについて平成18年10月27日付け18障福第805号にて通知しましたが、内容に誤解を生じる箇所がありますので、下記のとおり修正くださるようお願いいたします。

記

本文後段

（正）

この取扱により、全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、重度訪問介護中の外出時における移動中の介護に限り、平成20年3月31日までの間従事できますが、所定単位数の100分の15及び100分の7.5の加算対象者に対するサービス提供はできません。

（誤）

この取扱により、全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者にあつては、重度訪問介護中の外出時における移動中の介護に限り、平成20年3月31日までの間従事できますが、所定単位数の100分の15及び100分の7.5の加算の適用はありません。

連絡先 計画・指定グループ
電 話 052-954-6317